

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町公民館条例 第7条		
例 規 番 号	昭和41年条例第71号		
【基準】			
<p>第7条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用の停止及び許可の取消し)</p> <p>第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の条件をあらたに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例その他これに基づく規則又は命令に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 教育委員会において必要があると認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日